

# 消費生活センターだより

心配なとき、困ったときは、早めに相談を！

「アナログ回線に戻すと電話料金が安くなります」

こんな電話が増えています。

**ご注意ください！**



消費者庁イラスト集より

大手電話会社を名乗り、光回線からアナログ回線に戻す契約を勧められても、「お得だ!」とすぐに契約しないようにしましょう。高額な初期費用、不要なサポート料や違約金が発生してしまう場合があります。



- ▶ アナログ回線に戻す際に、特別な契約は必要ありません。アナログ回線の事業者に申し出るだけで手続きができます。
- ▶ 契約後一定期間内であれば解除できることがありますので、一人で悩まず、すぐに消費生活センターにご相談ください。

問 湯沢市消費生活センター（市役所 本庁舎 1 階）  
受付時間（平日） 午前 8 時 30 分～午後 5 時  
相談無料、専用相談室あります。 ☎ 72-0374

土曜、日曜、祝日は「消費者ホットライン」局番なし 188 番（いやや!）でご相談を受け付けています。

### おねがい

必要な書類や手続きについて迅速に対応するため、ご相談の前に、一度お電話くださるようご協力をお願いします。

- 場 所 市役所本庁舎
- 対 象 法テラスが設けている資力基準を満たす方（相談者および配偶者の月収・預貯金が一定額以下の方）。詳しくはお問い合わせください。
- 申込み 9月22日(水)～10月5日(火)／午前9時～午後5時（土日、祝日を除く）の期間に下記へ予約。（先着5人）

問 法テラス秋田（☎ 050-3383-5551）

※収入や資産が一定額以下の場合、裁判などの手続きを弁護士に依頼する場合の費用を無利子で立て替える制度（民事法律扶助制度）をご利用いただけます。

法テラスによる **湯沢市無料法律相談会** が開設されます

～家庭、職場、金銭問題など生活上のさまざまな悩みごとについて  
弁護士に相談してみませんか～

■ 日 時 10月7日(水)／午後1時～4時（お一人30分間 無料 ※要予約）

## 国民健康保険被保険者証の更新について

現在、使用している国民健康保険被保険者証の有効期限は9月30日となっています。そこで、9月中旬に世帯主様宛てに10月1日から使用する新しい被保険者証を簡易書留郵便で送付します。

※有効期限の切れた被保険者証は、10月1日以降ご自身で破棄してください。

### 被保険者証を使用する際に留意していただきたいこと

- ① 保険医療機関、保険薬局などで受診するときは、必ず被保険者証を窓口で提示してください。
  - ② 70歳以上の方は、別途負担割合を表す証として交付している「国民健康保険高齢受給者証」と一緒に窓口で提示してください。
  - ③ 10月1日以降新しく国民健康保険に加入したときも、入院・通院にかかわらず、必ず被保険者証を保険医療機関などの窓口へ提示してください。
  - ④ 長期にわたって通院している方は、月の初めに必ず被保険者証を保険医療機関などの窓口へ提示してください。
  - ⑤ 社会保険への加入や転出など、国民健康保険の資格異動があったときは、速やかに異動する方の被保険者証（社会保険への加入の場合は、社会保険の被保険者証も必要）を市役所本庁舎または各総合支所に持参してください。
  - ⑥ 世帯主変更や住所変更などのときは、国民健康保険に加入する世帯全員の被保険者証を市役所本庁舎または各総合支所に持参してください。
- 問 市民課国保年金班（☎ 55-8164）または各総合支所

国民健康保険からのお知らせ